解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年九月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十八日

奈良県吉野郡野迫川村大字平一〇四番地
財団法人平自治区
代表清算人　上野磯太郎

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年十二月三十一日組合員が五人未満になったことにより解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十八日

大分県玖珠郡九重町大字引治六六七番地
中村生産森林組合
清算人　穴井　二六

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十月十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十八日

東京都千代田区岩本町二丁目一二番五号
特定非営利活動法人エヌピーオーサロン
オペラ・トナカイ　清算人　伊藤　正子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年九月三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十八日

神奈川県相模原市南区上鶴間本町四丁目八番一六号グレース相模大野二―D
特定非営利活動法人援助者のためのスーパービジョンを広める会
清算人　原　裕樹

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年九月三十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十八日

愛知県大府市明成町四丁目一一二番地
特定非営利活動法人ハーモニー
清算人　小島　佳子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年六月二十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十八日

大阪市東住吉区西今川四丁目三三番九号
特定非営利活動法人在日コリアン・マイノリティ人権啓発研究センター
清算人　高　敬一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年八月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十八日

大阪市淀川区西宮原二丁目七番六一号
ＮＰＯ法人トラモンド文化サロン
清算人　植村　猛

配当公告

山口県下関市武久町一丁目四四番七号
破産者　株式会社丸一塗装工業
右の者に対する山口地方裁判所下関支部平成二十二年（フ）第一六四号破産手続開始申立て事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二〇〇、八一九、〇六五円

一、配当することのできる金額
金一八、〇八四、五〇八円

平成二十三年十月十八日

山口県下関市岬之町九番五号
破産管財人　清水　弘彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市若松町六四番地、最後の住所北海道函館市亀田町五番六号
被相続人　亡　六部　義夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十八日

北海道函館市新川町一八番一二号
相続財産管理人　弁護士　吉田　昌洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫小牧市三光町六丁目三番、最後の住所北海道苫小牧市三光町六丁目三番一〇号
被相続人　亡　田中　陽一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十八日

北海道苫小牧市表町二丁目一番一四号　王子不動産第三ビル五階　弁護士法人小寺・松田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中野　正敬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県伊達市保原町字中村町二九番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　末永　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十八日

福島県福島市花園町二番三五号花園レジデンス一〇二号
相続財産管理人　弁護士　紺野　明弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県耶麻郡猪苗代町大字川桁字新屋敷三四四七番地、最後の住所福島県喜多方市松山町村松字北原三六五六番地一一北原荘
被相続人　亡　遠藤　民子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十八日

福島県会津若松市東千石二丁目二番八号
相続財産管理人　渡部　賢一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県結城市大字結城三七四〇番地、最後の住所千葉県船橋市金掘町五二一番地三六船橋北病院内　被相続人　亡　稲葉　ゆき

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十八日

茨城県下妻市下妻乙一三二八番地六
相続財産管理人　塚田　征伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須塩原市三区町五九六番地、最後の住所栃木県那須塩原市南郷屋四丁目三一番地一一二君島荘三号
被相続人　亡　辻野　正廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十八日

栃木県那須塩原市永田町三番二五
相続財産管理人　弁護士　品川　尚子

第29期決算公告

平成23年10月18日

福島県福島市飯坂町中野字奴内５番地の１
株式会社福島総合エンジニア
代表取締役　黒須　達

貸借対照表の要旨（平成23年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	224,806
	固定資産	298,572
	合計	523,378
負債及び純資産の部	流動負債	56,682
	株主資本	466,696
	資本金	60,000
	利益剰余金	406,696
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	391,696
	（うち当期純利益）	(34,117)
	合計	523,378